

事務連絡
令和元年12月26日

各
〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

対台湾輸出牛肉の外装表示について

対台湾輸出牛肉については、「対台湾輸出牛肉の取扱いについて」（令和元年8月30日付け生食発0830第1号）別紙「対台湾輸出牛肉の取扱要綱」（最終改正令和元年12月23日生食発1223第8号）（以下「要綱」という。）に基づき、取り扱っているところです。

今般、台湾より、台湾側の輸入時審査のため、台湾規則「台湾向け輸出肉産品に必要な表示及び産品情報の規定」に基づく表示を行うよう求めがあったことから、下記のとおり関係者へ周知方お願いします。

記

- 1 別紙の表示事項について、英語又は繁体字の中国語により、外装の目立つ箇所へ表示すること。なお、当該表示は、印字の他、ラベル貼付により表示することも可能である。
- 2 1の表示は、日本から台湾へ輸出される牛肉に対する義務的表示ではないとの説明を台湾側より受けていることを踏まえ、対応可能な場合に表示を行うこと。

(別紙)

台湾向け輸出肉産品に必要な表示及び産品情報の規定（抜粋：仮訳）

- ① 産品の名称
- ② 原産地（国）
- ③ 正味重量、容量又は数量
- ④ 消費期限或いは製造日
- ⑤ ロットナンバー
- ⑥ 製造業者の名称、番号及び住所
- ⑦ 貯蔵・運搬の条件（例えば貯蔵・運搬する際の温度）
- ⑧ 内容物の名称
- ⑨ 食品添加物の名称
- ⑩ 包装容器
- ⑪ 遺伝子組換え食品の原料使用の有無